

【私の意見】京都地裁判決と控訴理由書を読んで———佐々木嬉代三  
 【私も一言】国会事故調(東電福島原発事故調査委員会)報告書を読んで——友藤信明  
 一時金訴訟は控訴審初公判の傍聴にご参集いただきますよう  
 ——立命館学園一時金訴訟をすすめる会 代表 斎藤敏康  
 【編集後記】不正の連鎖———M&S&H

+++++  
**【私の意見】 京都地裁判決文と控訴理由書を読んで**  
 +++++

「考える会」副代表 元副総長  
 立命館大学名誉教授 佐々木 嬉代三

一時金訴訟に関する京都地裁の判決は、その論理構成や事実認定の仕方に少なからぬ疑問が残るにしても、しかし 2005 年、唐突に一時金カットを断行した当時の理事会の姿勢を裁くという点では、耳を傾けるべき内容に富んでおりました。とりわけ本学の一時金が「賃金の後払い」であり「生活給的な性格が強い」と認め、それを変更するにあたっては「不利益を労働者に法的に受忍させることを許容できるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものでなければならない」と述べ、そのような内容のものになっているとは認められないが故に一定の「金員を支払え」と命じている点は、大いに注目に値します。具体的には、本学の「財政状況が良好」であり、しかも同規模の他の私立大学と比較すると「教職員の年収が低い水準にある」と指摘し、「企業経営上、一時金水準を切り下げる差し迫った事情があったとはいえ、当該労使慣行を変更する高度の必要性があったとは認められない」と論じています。そして、そうであるのならば、「6.1 ヶ月+10 万円」という 14 年間継続した支給基準を当該労使慣行として認めればよいと思うのですが、判決文は 6.0 ヶ月を当該労使慣行とするという半端な結論を示しました。それは、これまでの組合の春闘要求に対する理事会の回答文書の中に、6 ヶ月を目指すといった表現が繰り返し出ていたからであり、実際の妥結内容 (6.1 ヶ月+10 万円) よりも回答文書の文言 (6 ヶ月を目指す) が理事会の本音を現すものとして重視されたからなのでしょう。その点では、長年にわたる労使の協議を通じて慣行ができあがるというプロセスを判決文は見落としている、あ

るいは軽視しているように思います。控訴審での大きな論点になると予想されます。

さて、これに対して法人側の控訴理由書は、一方では地裁判決の言う当該労使慣行 (年 6.0 ヶ月分の一時金を支給すること) を裁判所認定基準と呼び、それを「先例のない飛躍した論理」「理不尽な判断」だと決め付けています。控訴理由書は立命館職員給与規定 (昭和 26 年制定) の 29 条に「職員に対しては、賞与及び臨時手当を、予算の範囲内で、理事長が定める要領により支給することができる」という条文を唯一の手掛かりにして、一時金を賞与と呼び、賞与の支給は理事長の裁量権の行使だと断じているのです。実際のところ、「理事長が定める要領」なるものが定められたことは一度もなく、従ってこの条文が生きて機能したこともなく、死文化していたと言わざるを得ないし、また地裁判決によれば本学の一時金は「功劳報償的な性格は弱く」「生活給的な性格が強い」のですから、賞与と呼ばれるべき筋合いのものでもない。だからこそ、地裁判決は「労働者にとって重要な権利、労働条件であることは明らかであり」と述べ、変更の際には「高度の必要性に基づいた合理的な内容」が明示される必要があると論じたのです。ありもしない「要領」に基づいて、理事長が勝手に決められるものではなかったのです。



他方、法人側の控訴理由書が一時金 1 ヶ月カットの「合理的な内容」として示すのは、①教職員の

処遇制度改革と、②研究力、教育力の強化です。①については、「悪平等」の是正が繰り返し説かれ、具体的には「例えば、何年間も論文の一つも執筆せずに漫然と過ごす教員と、研究費が不足した場合には私費を投じてまで研究を行って成果を上げる教員」が「基本的に同一の処遇を受け続ける」という「悪平等」が指摘されています。そして、この「悪平等」を是正するためには、「一定の能力給的要素を導入」することが必要だと説かれるのです。だが、このような言い分が一時金を一律に1ヶ月カットした合理的な理由になるとは思われません。一時金を一律に切り下げることが「悪平等」の是正になるのではなく、年間総所得の一律の切り下げとなるだけであり、同規模他私大より低い教職員の所得水準の更なる低下を招くにすぎません。しかも「一定の能率給的要素の導入」案は、現在に至るもなお示されておりませんし、



のような制度の導入が果たして「悪平等」を是正し、教職員の働く意欲の向上に資するか否かも、理事会が一方的に決め込む事柄ではなく、業務協議会を通じて真剣に議論されるべき事柄だと考えられます。そうであるのに、控訴理由書は怠ける教員と熱心な教員というモデルを恣意的に作成して「悪平等」の是正を言い立て、他の私立学校よりも早い自らの「先駆的的判断」を誇っています。ここにも、誠実な交渉義務違反を自らの裁量権の行使だとする傲慢な判断が見え隠れしています。

さらに処遇に関わって一言付け加えるなら、他私大に比して本学が優位を誇るのには、役員手当やそれに類する役職手当です。しかも、Aの役職を降りた者がBの役職に就くという具合に役職がたらい回しされ、通常の役職で回しきれない場合には顧問や特別補佐の名で処遇するなど、理事以外にも行政的な任務を有するらしい役職者の数が膨大に膨れ上がっているのです。ですから、顧問Aや特別補佐B、特別補佐Cが、どんな仕事をどの程度やっているのか、一般教職員には見えないという事態が生じています。おそらく学園運営の中枢に居座る者たちが、自らへの離反や叛旗を恐れてポストを用意せざるを得ないという事情があるのだろうと推測されますが、いずれにしても処遇制度改革の第1弾は、まずもって役員・役職の数の整理と過剰な手当の見直しに向けられるべきだと思います。だが、その点について控訴理由書

は一言も触れておりません。この一事をとっても、我が身を振り返ることができず、自浄能力に欠ける法人の体質が浮かび上がっていると思われます。なお付言すれば、研究力・教育力の強化が叫ばれる割には、図書館長であれ研究所長であれ、研究・教育の現場に直接関わる役職者の手当は、従前通り低い水準に止め置かれているように思います。多分、行政職を厚遇するが、研究・教育の現場を冷遇する法人の体質が現れています。その意味では、役職手当全体を総点検する必要がありそうです。

さて、②の研究力、教育力の強化については、2005年の段階で特段に強調されるべき内容であるとは思われません。それは、教育・研究機関たる大学の必須の営みであり、それを欠いては存続の意味さえ失われる事柄であるからです。ただし、当時の法人が意識したのは2001年に打ち出された「遠山プラン」であり、2002年に始まった21世紀COEプログラムであり、文科省主導のかかる大型の競争的研究資金の獲得が国公立を含む各大学の大きな目標とされたことは、記憶に新しいところです。けれども、本学では早くも2001年に「新世紀学園構想第1次プラン」を打ち出し、「新構想大学院」の実現やCOE形成を目指す研究高度化の方針を掲げておりましたし、2002年度にはCOEプログラム3件が採択され、次年度以降の展開に備えて同年「立命館大学COE推進機構」を設置しておりました。その意味では2005年に、一時金の削減と引換えに研究の高度化を目指すなどという愚かな政策を打ち出す以前に、将来を見据えた政策を本学は着実に実行していたのです。むしろ、このような大型の研究資金の獲得競争が基礎研究や教養教育の衰退を招かないか、それを憂える声が大きくなり始めた時期に、研究の高度化を理由にした一時金の削減が行われたとあってよいでしょう。もっとも、2005年当時の業務協議会では、理事会側も一時金削減と研究高度化は関係がないと表明した経緯があったと記憶します。それを本控訴理由書は再びあえて結びつけたのです。それ以外に一時金削減を説明する内容を持ち合わせていないということなのでしょう。



さらに、控訴理由書は財政状況について、短期

的視点では「切羽詰った状況ではなかった」と述べつつも、長期的視点では「見通しは決して明るいとは言えないことが予想され得る状況にあった」と述べています。事実とは関わりのない予想の問題として「決して明るいとは言えない」状況を強調しているのですが、その根拠として示されるのが、学費値上げが上限にきているということと、厚労省通達により平成18年度（2006年度）から「私立大学教員等が雇用保険に強制加入することが義務付けられ」、そのため「約1億5000万円の法人負担が生じる」こと、が挙げられています。学費値上げが上限に来ていることは確かだし、その後明らかになった学園の資金の過剰な蓄積を考えると、再度「相対的低学費政策」へ戻ることが良識ある学校法人としては必要だと思われるのですが、それとは逆に学費値上げの困難さをもって「明るいとは言えない」財政見通しを語るの、教育の上に経営を置く者たちの逆立ちした発言であり、不謹慎の謗りを免れないでしょう。

さらにまた、今後の財政状況の見通しを暗くしているのが雇用保険の強制加入に伴う「約1億5000万円の法人負担」だと言うに到っては、数百

億円の予算規模を誇る学園の言い草だとは到底思えません。何しろ理事長・総長の退任慰労金に1億6000万円を支払い、不当な学籍異動によって文科省の叱責を受け、補助金削減等によって20億円に及ぶ損失を招いた責任を理事長等の僅かな減俸で糊塗した法人が、そして学内の多くの異論を無視して、190億円という巨額の資金を投じて土地を購入し、学部移転を伴う新キャンパス作りに数百億円を投じつつある法人が、当然支払うべき1億5000万円の法人負担を根拠に「明るいとは言えない」財政見通しを語るの、噴飯ものとしか表現できないし、学園を構成する教職員のために金銭を使うことを極度に嫌がる体質を見せつけられたようで、不快です。

以上、地裁判決文と控訴理由書を読んで感じ考えたことを率直に記しました。紙数の関係でコンパクトに収めたので、述べたらぬ気持ちも払拭できませんが、中心的な論点は取り上げたつもりです。これを読んだ皆様の、率直な意見・感想をお待ちします。

## 【私もひと言】

### 国会事故調（東電福島原発事故調査委員会）報告書を読んで

「考える会」世話人 元学生課長 友藤 信明

悪夢のような東電福島第一原発事故は、測りきれない被害を今もなお及ぼし続けています。“除染”と簡単に言うが森林や湖、河口や東京湾に沈殿・堆積し続け、さらに空気中や海洋に漂流し続けている放射能汚染を完全に除染することなど出来ません。東電や安全委員会、保安院などによる原発事故や放射能汚染の情報操作・情報隠し、被害者や国民への不誠実な態度・対応、責任逃れに終始する姿、一方的電気料金値上げの厚顔ぶり、自己利益優先・人命軽視の企業体質、原発説明会でのヤラセ、近藤駿介原子力委員長主導の秘密会議、東電テレビ会議の報道操作や規制など、腹立たしい出来事は今日も後を絶ちません。腹立たしさを乗り越えて悲しくなるのは、「信用できない無責任な“原子カムラ”の構図は、日本の縮図であり我が国のあちこちで見かける構図の典型」との

思いが確信に変わってきたからです。

そんな中、6月28日付で国会事故調から出された調査報告書（本編641頁、要約版99ページ、ダイジェスト版10頁、参考資料237頁）を溜飲の下がる思いで読みました。この報告書は、昨年12月8日に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法により憲政史上初めて国会に設けられた、第三者機関による事故調査の報告で世界中に公表されました。「事故調」が国会内に設けられたことは、事故の影響の大きさと世界中からの注目度の高さを物語っています。



最も重要と思ったポイントを『報告書（ダイジェスト版）』から原文のまま引用しました。

◎「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会

があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣がそれぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3.11を迎えたことで発生したものであった。」

◎「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電の関係について、『規制する立場とされる立場が“逆転関係”となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた点に求められる。』と認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である。」

◎「当委員会は、事故の進展を止められなかった、あるいは被害を最小化できなかった最大の原因は『官邸及び規制当局を含めた危機管理体制が機能しなかったこと』、そして『緊急時対応において事業者の責任、政府の責任の境界が曖昧であったこと』にあると結論付けた。」

◎「本事故の根源的原因は『人災』であるが、(…中略…)背景にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組みであった。また関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先せず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット(思い込み、常識)であった。」

◎「規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。規制当局の、推進官庁、事業者からの独立性は形骸化しており、その能力においても専門性においても、国民の安全性を守るには程遠いレベルだった。」

この国会事故調報告書は「提言」を含めて画期的な内容で、良識ある研究者と国民世論の結晶で



あり大きな勇気を与えてくれました。世界史に刻まれるであろう極めて貴重な報告書になると思います。しかし、この報告書を活かすかどうかは、これからの闘い次第であり安心しているわけではありません。広島・長崎の被爆者は67年を経た今日なお苦しみ続けています。被爆国日本が三度目の核の犠牲を被ってしまいました。

政治・行政・産業界などに巢食う“日本の悪の構図”の一縮図ともいえる「原子カムラ」による、より巧妙な世論誘導でまたぞろ「新安全神話」にマインドコントロールされないようにしないと、今度こそ日本の未来はありません。事故原因の究明が不十分なまま事故処理の見通しもないのに、世界中から非難されようが国内の猛反対を受けようが、関西電力と政府は大飯原発再稼働を見切り発車しました。原発ゼロを求める世論が一層大きくなり、日本学術会議は高速増殖炉もんじゅ修復計画の白紙勧告を行い、政府も総選挙をにらみ、高まる国民の声に耳を傾ける



ジェスチャーを見せています。世論が大きくな力になってきていることは事実ですが、ここで手を緩めるわけにはいきません。人間が住めない場所を日本にこれ以上拡大させてはなりません。人類と地球の未来のために脱原発を決め持続可能で安心・安全な再生可能エネルギー政策を世界に示すチャンスを潰させてはなりません。「日本の構図が変わらないだから原発再稼働もやむを得ない」などと諦めては駄目です。幅広い国民の闘いで憲法(九条)を守ってきた経験に学んで原発ゼロを実現することが、支援を受けた世界中の人々に日本が責任を果たす唯一の道です。事故調報告を読んでこんなことを思いました。

もう一つ思ったのは、権力とガバナンスについて、現在の立命館の混迷・失態の状況が原発事故後の呆れかえる状況と色々とダブって炙り出されることでした。

真理を追求する大学・学園では、困難であってもより優れた民主的なガバナンスが追求されなければなりません。全構成員自治の原則に立った全学協議会や総長選挙規程、学部長理事制度、業務協議会等の優れた制度は、将来にわたりその趣旨を活かすために、社会の変化や学園の進展に即応して、構成員全体の民主的力量を育て根付かせる方向で改革すべきなのに、川本八郎氏が専務理事・理事長に就いた頃から、次第に逆行し後退させられてしまいました。教授会や業務会議での学園創造参画の議論や貴重な意見・提案、さらには制度までもが軽視されるようになりました。この数年、多くの教職員の努力で再生への取り組みも進んでいるようですが、後退させるのは容易いが前進させるのは困難です。だから後退させた罪は重いのです。組織と権力者に共通する悪行の潜行

は、立命館においても例外ではありませんでした。文科省の指導や足羽史衣氏からの訴訟で明らかになって来たコンプライアンス、足羽慶保氏の学歴詐称や公正証書問題、その後露見した公金使い込みで退職したK氏の再雇用・事務長任用や二度目の公金使い込みの監督責任に蓋をするための事件公表規制、規定無視で秘密裏に行われた川本氏の定年時退職金増額、学内機関の審議抜きに一般理事会へ掛け執行された川本・長田両氏への退任慰労金倍増などなど呆れるばかりです。情報を公開せず都合の悪いものは隠蔽する、民主的制度や手続きを軽視・敵視する、権限を集中させる、これらはトップの腐敗・不正の温床を作る兆候です。そして、やはり共通すると思うのは、一般人による影響の小さいミスや不正は当然のこととして処罰されるが、「権力者」やそれに近い者による影響の大きなミスや不正は隠蔽されたり強権的居直りによって闇に葬られることが多いということです。だからここでも闘いが必要であり、悲しいことだけこの間の立命館もそうなの



だどつくづく思います。

核の完全なコントロールもできず使用済核燃料の処理もできず、後世に負の遺産を積み残し続けている異常さを「安全神話」で麻痺させられた私たちは「新安全神話」を許さない闘いで責任を果たさなければなりません。同じように、立命館においても“権力にしがみつくと”者たちによる、民主的諸制度を掘り崩す悪行を止めさせる闘いで、教職員は今責任を果たそうと努力しています。かつて他大学に優位性を誇った、構成員が気持ちを一つにして創り上げた学園創造計画を遂行する時の、活気あふれる本学園の力を取り戻さねばなりません。全学合意を無視・軽視し、強権的運営をも是とした彼とその後継者らの背信行為によって学園が被った損害は小さくはありません。彼らの誤りが明らかになった今こそ、誤りを続けさせない闘いによって立命館を再生・発展させるチャンスにする時だと思えます。闘いには努力と困難を伴いますが少しの勇気と努力を惜しまないでほしいと思えます。



**9月21日** 大阪高等裁判所（9時30分集合・10時開廷）

### 一時金訴訟は控訴審初公判の傍聴にご参集いただきますよう



立命館学園一時金訴訟をすすめる会 代表 斎藤 敏康

この8月も例年並み以上に暑い日が続きましたが、私たち「すすめる会」世話人は控訴審の準備に没頭していました。

京都地裁判決の後、即日控訴したのにも驚きましたが、三週間も遅れて出してきた控訴の理由を説明する「控訴理由書」の内容にも驚かされました。

05年に理事会が示した政策は、要するに全教職員から一律に一時金1か月分をカットして、それを基に研究力強化ファンドを立ち上げ、研究教育で成果を上げた教員に褒賞や手当を支給するというものでした。しかしそれはほとんど実施されなかったのです。総額11億円もの施策を華々しく並べて見せましたが、政策が杜撰な上に詰めも甘くて結局その一割も実施できずに挫折したはずでした。

今回はそれを、やるはずだったけれども「できなかった施策」として「控訴理由書」の20ページを費やして再び掲げているのです。「死んだ子の年を数える」ようなと言うと失礼かと思いますが、後悔や愚痴ならいざ知らず、それに続けて政策が失敗したのは組合が「非協力だったからだ」と言い放つのは啞然とさせられました。

裁判というのは煩わしいもので、私たちには常識以前の事実でも相手がそれを否定するとしばしばこちらに証明義務が生ずることで

京都地裁判決は 82 年度以降については一時金をめぐって労使の労働協約が交わされているので、業協での妥結を経て決定していることを認めましたが、81 年以前は協約がないため理事長の裁量で決まっていた可能性があると言ったのです。相手の「控訴理由書」は我が意を得たりとばかりに、「職員給与規定」が定められた 1951 年からずっと理事長が「別に定める要領」に基づいて裁量で決めていたのだと繰り返しています。ひところ私たちもその「要領」なるものを血眼になって探しました。しかしなかったのです、そんなものは。すると相手は「要領」とは必ずしも文章になっているものではなくて理事長の頭の中にあるんだというようなことを言い始めます。「朕は国家なり」ならぬ「朕は法なり」と言うわけです。

今回は「81 年以前も毎年業協での交渉を経て妥結してきたのですよ」という当たり前の事実を証明するために「組合ニュース」「執行委員会アピール」を繰り返しながら賃金・一時金交渉の歴史を遡りました。

81 年以前のある時期までは一時金（手当、「臨手」と言う言葉もあった）は春夏秋冬四期に分けて支給されていたこともあり、その度に組合大会を開いて要求をまとめ業協を開いていたのです。ほとんど通年闘争です。しかしそれは流石にエネルギーのロスが大きいということでもあり年間協定に向かったということをおは今回初めて知りました。



わだつみ像が倒された年にも、騒然とした空気の中で組合は賃金・一時金交渉を行っていました。末川博先生を先頭に学生も職員組合も教授会も呉越同舟でデモに繰り出していた 60 年安保の年も、組合はやはり賃金・一時金交渉を行っていました。中国の文化人・郭沫若が来校した年も、荒神橋事件が起こる中でわだつみ像が広小路キャンパスに迎えられた年も、朝鮮戦争が終結した年も、組合と理事会は業務協議会を開いて賃金・一時金交渉を行い妥結してきたのです。つまり 1952 年に「労働協約」が締結されて労使の交渉機関として「業務協議会」が規定されるのですが、少なくともそれ以降、賃金・一時金は専ら業協の場での妥結をもって決定されてきたのです。

「組合ニュース」をめくりながら、尊敬する先輩諸兄姉の若かりし姿に接し、また気力の横溢した文面に目が留まって、思わず時間を顧みず読みふけることもしばしばでした。

ともあれ、ここまで調べて初めて、理事長の「要領」とか「裁量」などは立命館の労使交渉史の中で一度たりとも出る幕はなかったという至極当然の事実が証明されたと言えるのです。絵空事のような「要領」や「裁量」と言ったことはもう口走らせないという決意でいます。しかし今度は「立命館の賃金体系は悪平等だ」と言い始めています。何年もの交渉と論議を経て 60 年代に今日の制度の基になる体系が確定していった経緯も今回「組合ニュース」を遡って理解しました。今向こうで訴訟指揮に当たっている人もひところは「最も民主的な賃金体系である」と言っていたものです。

勿論、賃金体系も不変ではありえません。しかしこうした乱暴な言葉は、今は向こうにいる人々も含めて、過去においてこの賃金体系づくりに関わったすべての人々の実存をないがしろにしていると、私は思います。是非とも一臂のお力を貸していただきたくお願い申し上げます。



## 立命館教職員退職者（2003. 3）有志作品展のご案内

日時：2012 年 9 月 28 日（金）～9 月 30 日（日）  
AM 10:00～PM 17:00

会場：立命館大学末川記念会館 第 2 会議室

主催：03 退職者の会 連絡先：090-954-3627（若井）

- 会場にて、退職者・在職者の旧交を温め・交流の歓談席・粗茶を用意しています。ご友人やご家族・知人の方とお気軽にお越し下さい。（若井 勉/山下 弘 他）

\*駐車場は正門受付で「末川会館行」を申し出て指示を受けてください。



## 【編集後記】

## 不正の連鎖



故足羽慶保氏の学歴詐称問題が、再びクローズアップされてきました。再びというのは、かつて末川総長時代に、札幌経済高等学校長足羽美男の名で寄付金が送付され、校友として認めて欲しい旨の申出がありましたが、調査の結果在学の事実がないことが判明し、寄付金を返還し校友認可の申出を拒絶した経緯があったからです。その39年後の1995年、立命館慶祥高校の校長に横滑りした足羽慶保氏は、学校法人立命館の理事・評議員に就任しました。当時の合併提起文書には、「第3次長期計画における多額寄付者として有功者表彰を受けている」と記され、その際提出された経歴書に1930年に立命館大学法経学部経済学科に入学し、33年に卒業したと記されており、その記載内容を学校法人立命館理事長川本八郎が、「原本と相違ありません」と太鼓判を押したのです。

では、末川時代の決定が間違っていたのでしょうか。間違っていたのなら、学園は名誉毀損に当たる無礼な行為を働いたこととなります。末川時代の決定が正しいのなら、学歴詐称を後押しした理事長川本八郎は学園を欺き、その届けを受理した文科省をも欺いたこととなります。どちらなのか。また、一度は寄付金を突き返した相手から、今度は寄付金を受け取り有功者表彰したのは、いつのことで、その判断を誰がしたのか。証拠に基づいて明確にする責任を、現在の理事会は負っています。学歴詐称を予め打ち消し、理事就任を確実にする方策であったのなら、その工作の緻密さに脱帽しつつ、立命館が抱える闇の深さに慄然とします。

さらにもう一つ。これは元総長理事長室の室長だった鈴木元氏がつとに指摘していたことなのですが、足羽慶保氏と、氏の亡きあと夫人の史衣氏に「特別手当」月額50万円及び一時金が15年余支払われ続けておりました。支払いを約束した「公正証書」には、立命館専務理事川本八郎の名が記されておりましたが、常任理事会や理事会の与かり知らぬことでした。一体何故、何の目的で、そのような「公正証書」が交わされたのか、川本氏本人を含む当時の関係者から当然問いただすべきですが、そうした情報の一切が秘匿されています。この「特別手当」はその後、文科省の指導もあって中断されたのですが、足羽史衣氏が「公正証書」を盾に裁判に訴えるや、法人は結局「和解」に応じました。なんと、中断期を含めて平成23年3月から平成33年12月まで、または夫人が死亡する月まで、月額55万円を「終身定期金」として支払うことに応じたのです。既に1億5000万円支払ったことを法人は認めていますが、その上に中断期の17ヶ月分プラス毎月の55万円の支給。この法外な出費が、秘密裏に「公正証書」に署名した川本八郎氏の責に帰すことは当然ですが、それを放置した現在の理事長を始め総務・財務の常務理事、また不正を看過した監査室長等にも、それ相応の責任があります。同時に、まるで治外法権下にあるかのような経営トップの無謀な専断を止め得なかった法人の致命的な弱点を抉り出し、腐敗の膿を絞り出すべきです。そして、トップの専断に追従する者たちが、トップの不正のお先棒を担ぎ隠蔽工作に走り、虎の威をかる狐の如くに振舞う有様に、人間の尊厳を込めて立ち向かわなければなりません。遅きにすぎるかもしれませんが、民主的な問題解決の道は、ここからしか開けないのです。

このように、今学園では不正疑惑が次々明るみに出、それへの対応で理事会も右往左往しているように見受けられます。もはや過去を切り捨てたいというのが、現在の執行部の本音でしょうが、本音通りに振舞うこともできず、思案投首の果てに事態の沈静化を試みているのでしょうか。だが、それがまた新たな疑惑を招くことは、森島常務の言動を見れば明らかです。学歴詐称事件に関わって、理事だけの会議で森島氏は、足羽慶保氏の「卒業証書」を示し、学歴詐称はなかったと述べたのですから。過去の理事会議事録に明記されている学歴詐称を、調査もしないで打ち消したのですから。今在籍の有無を調査中だと思いますが、結局は分からないということで決着を図るのだろうかという噂が流れています。だが、その場合にも、森島氏が示した「卒業証書」が本物かどうかは精査できます。序に言えば、経歴書に記載された3つの博士号が本物かどうかも精査できます。その場合、事態は沈静化するどころか長期化しますが、それは学歴詐称の隠蔽に加担した森島氏が自ら招いたことであり、まさに本人の不徳の致すところだとしか言い様がありません。

今この立命館で、私たちが見ているのは、不正の連鎖です。「石川や、浜の真砂は尽きるとも、世に盗賊の種は尽きまじ」という五右衛門辞世の句がありますが、種が尽きないのは不正を許す温床があるからであり、不正が不正の連鎖を生むからなのです。それを肝に銘じ、不正の連鎖を断ち切る強い信念と、あるべき学園の姿を思い描く豊かな想像力を結びつけて、大胆な次の一步を踏み出してください。それが、現在の学園を構成する者たちの使命なのです。

(M&S&H)

<参考資料> あなたは、あなたの職場はどうですか？

事務局連絡先：〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付

「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」

TEL:075-465-8200（宮澤気付） FAX:075-465-8201

メールアドレス [rits.democracy@gmail.com](mailto:rits.democracy@gmail.com)

ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>